

令和6年12月18日

弘前市長 櫻田 宏 様

弘前市協働によるまちづくり推進審議会

会長 佐藤 三三



弘前市協働によるまちづくり基本条例に基づく市の事業等の  
審議について (答申)

令和6年7月10日付け弘市協発第65号により諮問を受けた標記の件について、本審議会で慎重に審議を行った結果、別添のとおり答申します。

市は、この答申内容のほか、本市の実状や費用対効果を踏まえ、持続可能な協働によるまちづくりを推進してください。



弘前市協働によるまちづくり基本条例に  
基づく市の事業等の審議について  
(答申)

令和6年12月

弘前市協働によるまちづくり推進審議会



# 目 次

第1	審議の方法及び経過	… 1
第2	今年度審議した取り組みに係る弘前市協働によるまちづくり基本条例関連条文	… 3
第3	市の取り組み	… 3
第4	取り組み内容の評価及び条例の見直しについて	
1	取り組みの評価について	… 5
2	条例の見直しについて	… 5
第5	改善に向けた提案	
1	「市民」との協働	… 6
2	「大学」との協働	… 7
3	「企業」との協働	… 7
4	その他 ―社会的健康―	… 8
第6	資料	
1	弘前市協働によるまちづくり推進審議会委員名簿	… 9
2	諮問書	… 10

## 第1 審議の方法及び経過

本審議会は、弘前市協働によるまちづくり基本条例（以下「条例」という。）第33条の規定に基づき設置され、条例及び弘前市協働によるまちづくり推進審議会運営規則の定めにより運営したところであります。審議会は、「1 条例と各種計画、事業等の整合性に関すること。」、「2 条例の見直しに関すること。」、「3 事業遂行等の改善に関すること。」を担任事務としています。

市は現在、「健康都市弘前」の実現を目指し、市民の健康のため各種事業に取り組んでいるところです。条例では、市民の幸せな暮らしを実現するため、各主体が協働で取り組むこととしていることから、本年度の審議会では、令和6年7月10日付け弘市協発第65号により「市民と事業者との協働による健康づくりの取り組み」について諮問を受け、市が市民や事業者と協働で行っている健康づくりの取り組みの課題や問題点を検証し、市民の健康につながる効果的な取り組みについて、また取り組みが条例の内容に則したものとなっているかについて審議を行いました。

審議に当たっては、「市民との協働による健康づくりの取り組み」、「事業者との協働による健康づくりの取り組み」の2つの要素に分け、それぞれの取り組みについて、下記の審議の視点から検証・検討を行いました。

### 1 市民との協働による健康づくりの取り組み

#### <審議の視点>

視点1 各取り組みの課題に対する方策について

視点2 「市民との協働による健康づくりの取り組み」を、一層豊かにするための方策について

①協働相手の選定（「市民」の概念の多様化、募集方法、養成の内容・方法等）

②協働相手の拡充（「健康」の概念、「健康都市弘前」の概念の解釈等）

③協働の手法（役割分担）

視点3 委員の自由な視点

### 2 事業者との協働による健康づくりの取り組み

#### <審議の視点>

視点1 各取り組みの課題に対する方策について

視点2 「事業者との協働による健康づくりの取り組み」を、一層豊かにするための方策について

- ①大学と協働する場合に考慮すること
- ②事業者の従業員の健康増進に対する意識や取り組みを促す方策について
- ③「健康とまちのにぎわい創出事業」について（感想・意見）

視点3 委員の自由な視点

○第1回審議会

（開催日）

令和6年7月10日（水）

（内 容）

- ・ 諮問
- ・ 審議会の趣旨及び役割等について
- ・ 令和5年度答申に対する市の取り組み状況の報告
- ・ 令和5年度 協働によるまちづくりに関するアンケート結果の報告
- ・ 今年度の審議方針等について
- ・ 審議

○第2回審議会

（開催日）

令和6年9月6日（金）

（内 容）

- ・ 「市民との協働による健康づくりの取り組み」について審議

○第3回審議会

（開催日）

令和6年10月18日（金）

（内 容）

- ・ 「事業者との協働による健康づくりの取り組み」について審議

○第4回審議会

（開催日）

令和6年11月21日（木）

（内 容）

- ・ 答申案の検討及び承認

## 第2 今年度審議した取り組みに係る弘前市協働によるまちづくり基本条例関連条文

(市民の役割)

第8条 市民は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。

(3)地域において安心安全に暮らしていけるように、自らがその環境づくりに取り組むよう努めること。

(事業者の役割)

第12条 事業者は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。

(2)安心して暮らせるまちを作る一翼を担うこと。

(執行機関の役割)

第14条 執行機関は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。

(1)市民の生命、身体及び財産を守るとともに、福祉の向上を図ること。

## 第3 市の取り組み

審議会事務局から、次のように市内で実施している「市民や事業者と協働して実施している健康づくりの取り組み」の内容について説明を受け、課題等を洗い出しました。

### 1 市民との協働による健康づくりの取り組み

- ・ひろさき健幸増進リーダー活動支援事業（健康増進課）
- ・弘前市健康づくりサポーター制度（健康増進課）
- ・食生活改善推進員活動支援事業（健康増進課）
- ・QOL健診普及推進事業（健康増進課）
- ・こころの健康づくり事業（健康増進課）
- ・健康とまちのにぎわい創出事業（企画課）

<課題>

- ・各会員（健幸増進リーダー・健康づくりサポーター・食生活改善推進員）の高齢化や活動する会員の固定化。
- ・新規で健康づくりサポーター会員になる人員が減少している。
- ・働き盛り世代への食育活動の展開が充実していない。
- ・ゲートキーパー養成講座の受講者数が伸び悩んでいる。

## 2 事業者との協働による健康づくりの取り組み

- ・健康とまちのにぎわい創出事業（企画課）
- ・働く女性の健康促進事業（企画課）
- ・あと70g野菜を食べよう推進事業（企画課）
- ・働き盛り世代への運動教室開催事業（スポーツ推進課）
- ・「健康都市弘前」推進企業認定制度（商工労政課）
- ・相馬地区まるごと健康塾（相馬総合支所民生課）
- ・働き盛り世代の健康アップ推進事業（健康増進課）
- ・岩木健康増進プロジェクト推進事業（健康増進課）
- ・いきいき健診事業（健康増進課）

### <課題>

- ・セミナー参加者の満足度は高いが、参加者の職場などへ広がりが感じられない。
- ・野菜摂取量が可視化出来るベジチェックの活用を広げる必要がある。
- ・企業の職員への健康づくりに対する意識醸成がまだまだ低いと感じる。
- ・働き盛り世代の健康アップ推進事業の補助申請をする企業が少なくなっている。



## 第4 取り組み内容の評価及び条例の見直しについて

### 1 取り組みの評価について

今年度の諮問内容について審議した結果、対象となる取り組みについては、身体的な健康面だけでなく、精神的な健康面にアプローチした取り組みへの工夫、中小企業の福利厚生に働きかける取り組みなど、一部改善すべき点は見受けられるものの、おおむね条例の趣旨に沿って行われていると評価します。

### 2 条例の見直しについて

第2記載の今年度の審議に関連する条例の条文については、見直しが必要とされる箇所は特に認められませんでした。

#### 【写真】 審議の様子



## 第5 改善に向けた提案

第4で述べたとおり、市民と事業者との協働による健康づくりの取り組みについては、おおむね条例の趣旨に沿って行われていますが、これまで以上に内容の充実を図るため、下記の諸点を提案します。

### 1 「市民」との協働

「市民」との協働で行われている健康づくりの取り組みは、健幸増進リーダー・健康づくりサポーター・食生活改善推進員にほぼ限定されているだけでなく、いずれも新規の希望者は減少し、高齢化や会員の固定化がみられる。さらに、健幸増進リーダーについては養成講座が平成27年度に終了しており、新たなリーダーが補充されていない、などの特徴がある。

- (1) 健幸増進リーダーについては、体育やスポーツの指導者を養成している学部や学科とも協働して、健幸増進リーダーの養成講座の見直しを図り、新たな人材育成の仕組みづくりについて検討すること。
- (2) 若い世代の担い手を増やすため、養成講座の開催時間や、活動時間を見直すなど、仕事をしながら参加できる方法を検討・周知すること。
- (3) 子どもの健康を考える親世代が参加するきっかけになるよう、子どもを対象とした食育講座や親子教室などの場を利用して、活動への参加を呼びかけるよう努めること。
- (4) 市の健康診査や妊婦健診などの機会を利用して、活動の紹介やメリットなどを伝える取り組みを継続して行うこと。
- (5) 「こころの健康づくり事業」の普及啓発の取り組みについて、不安や悩みを抱えている市民が多くなっているが、傾聴ボランティアなどの受け皿は少ない現状があるため、病院以外でも気軽に悩みを相談できる環境づくりについて検討すること。

## 2 「大学」との協働

「事業者との協働事業」の取り組みは9事業あるが、4事業が市内の大学もしくは大学を含む事業者との協働であり、大学は「医療系」であることに特徴がある。

- (1) 「医療系」の大学・学部との協働が多いが、例えばベジチェックや野菜関連の取り組みであれば、農学生命科学部（弘前大学）などとの協働も可能である。取り組み内容に応じて、「医療系」以外の大学・学部に協働を広げることを検討すること。
- (2) 「健康とまちのにぎわい創出事業」は、遊び感覚で、楽しく、自然に、「健康とまちのにぎわい創出」に取り組むきっかけとなる事業である。今後一層、産官学、そして市民との協働による「参加者に有益となる健康イベント」となるよう工夫すること。
- (3) 「相馬地区まるごと健康塾」については、弘前医療福祉大学・短期大学及び学生との協働を継続し、「相馬地区まるごと」健康意識の向上や行動変容に結びつけること。

## 3 「企業」との協働

「企業との協働事業」は、比較的新しい協働が多いのが特徴である。

- (1) 事業規模の小さい市内の中小企業が、独自に福利厚生を取り組みを企画したり実行することは負担が大きい。「業界団体」とも協働して、個々の企業の健康意識の向上や行動変容活動への取り組みの支援を検討すること。
- (2) 働く世代にとって、職場は一日の生活時間の大半を占め、健康面でも重要な生活空間となっている。従業員の身体面だけでなく、精神面の健康づくりにも取り組むことが企業の生産性の向上にもつながることを、継続して広報したり、企業に対し健康づくりのための具体的な方策を提案して一緒に取り組むなど、支援の方法について検討すること。

- (3) 働き盛り世代は、職場での人間関係や職務内容の重責など、精神面での負担も大きいことから、運動教室など身体面からの取り組みだけでなく、ストレスへの対処法やリフレッシュの方法など、メンタルヘルスの観点からも取り組むよう努めること。
- (4) 「あと 70 g 野菜を食べよう推進事業」は、具体的な数値が入っていることで、わかりやすくインパクトがあり、実際の健康意識の向上や行動変容に結びつきやすい事業である。市内のスーパーマーケットや飲食店とも協働してイベントを実施するなど、市民生活の身近なところから工夫すること。
- (5) 「働き盛り世代への運動教室開催事業」については、市内のスポーツチームの協賛企業は取り組みに理解があると思われるため、「協賛企業」との協働を進めるよう努めること。
- (6) 「働き盛り世代の健康アップ推進事業」については、ハード面などの支援に加えて、例えば運動教室を定期的実施するなど継続的な取り組みをしている企業を支援したり、補助金申請のハードルを下げるために業種や業務内容に応じた効果的な健康管理のプランを提示して事務手続きをサポートするなど、支援を拡大する方法を検討すること。

#### 4 その他 —社会的健康—

上記の提言は、「こころ」（精神的健康）と「からだ」（身体的健康）の健康についてのことが多かった。しかし現代は、人と人との社会的環境が、「こころ」と「からだ」の健康に良くも悪くも強い影響を与える時代である。地域社会や職場はもとより、市民生活のあらゆる場面において、居場所や生涯学習の機会を創出するなど、市民を孤立させない社会的健康のための仕組みづくりを、併せて検討すること。

## 第6 資料

### 1 弘前市協働によるまちづくり推進審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等
第1号委員 知識経験のある者	
野口 拓郎	弘前圏域移住交流デザイナー
○藤岡 真之	弘前学院大学社会福祉学部 教授
第2号委員 公共的団体等の推薦を受けた者	
下山 世江子	中南地域VIC・ウーマンの会
大藪 貴雄	一般社団法人弘前青年会議所 副理事長
山田 禎人	弘前市町会連合会 理事
大西 晶子	特定非営利活動法人 SEEDS NETWORK 理事長
鴻野 孝典	弘前市社会教育協議会 会長
安田 昭弘	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会 事務局長
大塚 えりか	弘前市消防団女性分団 班長
葛西 聖子	ひろさき健幸増進リーダー会 監事
斎藤 明子	弘前市食生活改善推進委員会 会長
花田 流久	大学コンソーシアム学都ひろさき
第3号委員 公募による市民	
松山 秀和	公募委員
女川 茉菜	公募委員
第4号委員 その他市長が必要と認める者	
◎佐藤 三三	元弘前市自治基本条例市民検討委員会委員長 弘前大学 名誉教授

※◎=会長、○=会長職務代理者

※任期は令和7年7月18日まで

## 2 諮問書



弘市協発第65号  
令和6年7月10日

弘前市協働によるまちづくり推進審議会

会長 佐藤 三三 様

弘前市長 櫻田 本



弘前市協働によるまちづくり基本条例に基づく市の事業等の審議について  
(諮問)

本市は、平成27年4月1日にまちづくりの基本ルールであります「弘前市協働によるまちづくり基本条例」(平成27年弘前市条例第4号)を施行し、市民参加を大事にした公正かつ誠実な市の事業等の実施や、市民の主体的な関わり及び協働による継続的なまちづくりの進展を図ることによって、「市民の幸せな暮らしの実現」に向けた取り組みを進めております。

この条例の実効性を確保するため、市の事業等が条例の内容に則して実施されているかを評価し、条例について必要な見直しや事業遂行等の改善について毎年度審議いただくことになっております。

つきましては、下記事項についてご審議いただきたく、貴審議会に諮問します。

記

### 諮問事項

#### 市民と事業者との協働による健康づくりの取り組み

##### 諮問理由

市は現在「健康都市弘前」の実現を目指し、市民の健康のため各種事業に取り組んでおります。「弘前市協働によるまちづくり基本条例」では、市民の幸せな暮らしを実現するため、各主体が協働で取り組むこととしていることから、市が市民や事業者と協働で行っている健康づくりの取り組みについて取り上げ、その課題や問題点を検証し、市民の健康につながる効果的な取り組みについて審議していただき、協働によるまちづくりの更なる推進を図るものです。

本市は、歴史・文化資源を数多く有するとともに、  
緑豊かな自然環境に恵まれています。

また、学都として教育も充実し、地域のコミュニティによる  
活動も根付いているなど、自然との共生を図りながら、  
地域ならではの文化・生活が営まれてきました。

先人たちが築き上げてきたこの住みよいまちは、  
今後も時代に応じ、新たなものを取り入れながらしっかりと育て、  
次代を担う子どもたちへ継承していかなければなりません。

この住みよいまち、「あずましい ふるさと」を  
笑顔でつないでいくためには、弘前を愛する心を育み、  
まちづくりの担い手を育成するとともに、  
協働によるまちづくりを行っていく必要があります。

したがって、市民の主体性を尊重するという  
まちづくりの基本理念や市民、議会及び執行機関の役割、  
それらによる協働のあり方を具体化した  
まちづくりの仕組みなどを明らかにし、  
その仕組みに基づく継続的な取組により、  
市民の幸せな暮らしを実現するために、  
本市のまちづくりの基本とする  
弘前市協働によるまちづくり基本条例を制定します。

「弘前市協働によるまちづくり基本条例」前文

弘前市協働によるまちづくり基本条例に基づく  
市の事業等の審議について（答申）

令和6年12月

作成 弘前市協働によるまちづくり推進審議会

問い合わせ先

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市 市民生活部 市民協働課 協働推進係

電話 0172-40-7108（直通）

FAX 0172-40-2250

Eメールアドレス [shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp](mailto:shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp)

